

社会資本整備審議会 河川分科会（第41回）

平成21年4月6日

【事務局】 それでは定刻になりましたので、ただいまより第41回社会資本整備審議会河川分科会を開催させていただきます。私、事務局を務めます国土交通省河川局総務課長の 〇〇 でございます。よろしくお願いいたします。

まず、お手元に配付しております資料のご確認をさせていただきたいと存じます。資料1が一級河川の指定等についてでございます。資料2がJR東日本の監督処分案件、資料3が地方分権改革の現状、資料4が大規模な河道閉塞の危機管理に関する提言についてになっております。資料に不備等ございましたら、事務局のほうにお申し付けいただくようお願いいたします。

本日の委員の出席状況でございますけれども、河川分科会委員総数の3分の1以上に達しておりますので、本分科会が成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日はご欠席となっておりますけれども、本年2月27日付で新たに小浦久子委員が本分科会の委員にご就任されましたので、ご報告申し上げます。

それでは、以降、分科会長、よろしくお願いいたします。

【分科会長】 どうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様にはご多用中のところご出席いただきまして、ほんとうにありがとうございます。

早速ですが、議事に入ります。

本日の議題は、河川法第4条第1項の一級河川の指定等についてでございます。

本件は、先般、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に付議され、同会長から河川分科会会長に付託されたものであります。事務局から説明よろしくお願いいたします。

【事務局】 水政課長の 〇〇 と申します。

河川法第4条第1項の一級河川の指定等につきまして、ご説明申し上げたいと存じます。今回は、天竜川水系等、7水系に係ります17河川の一級河川の指定または変更もしくは廃止になります。

まず、資料1の1ページをごらんいただきたいと思います。国土交通大臣から社会資本整備審議会会長への付議文及び審議会会長から河川分科会会長への付託文の写しでござい

ます。

次のページをごらんいただきたいと存じます。2ページ目が、一級河川の指定等に関する条文として河川法第4条を記載したものでございます。国土交通大臣による一級河川の指定等に当たりましては、この第4条第3項の規定に基づきまして、今回、このご審議をお願いしているものでございます。

なお、関係行政機関の長及び関係府県知事からは、支障ない旨のご回答を既にいただいております。

3ページをごらんいただきたいと存じます。今回の一級河川の指定の概要をまとめたものでございます。黄色に塗りつぶしている部分が今回のものでございますけれども、本年度は合計で17河川、8.1キロメートルの延長増となっております。

その内訳でございますけれども、まず新規指定が11河川で14.4キロの延長増でございます。その理由といたしまして、一つはダムの詳細が決定したことによる湛水の影響区間を一級河川に指定するものが5河川、また新たに河川工事に着手するために一級河川指定する河川が4河川、そして新たに河川である放水路が完成したことに伴いまして一級河川に指定するものが2河川となっております。

また、次の変更減につきましては2河川で、1.9キロの減でございますけれども、これはいずれも放水路が完成したことによりまして、旧川区間の指定を放水路区間の指定に変更するというものでございます。

また、廃止は3河川で4.4キロメートルでございますが、これも放水路完成に伴いまして一級河川の用途を廃止するものでございます。

そのほか、名称変更を行う河川が1河川となっております。

次の4ページには、その一級河川指定の全国位置図を載せております。

また、5ページと6ページにはその一覧を載せてございます。今回、ご審議いただきます17河川すべてにつきまして、それぞれの区分ごとに指定等の延長あるいは指定等の理由等を記載しておるものでございます。

なお、この一覧表の指定等の理由に、例えば広域河川改修事業でありますとか総合治水特定河川改修事業という事業名称が出てきております。これは今回、20年度までに完成した事業としてやっておりますけれども、21年度から費目再編が行われておりまして、お手元にそれを載せた横書きの黄色や青の色がついた表を参考までにつけておりますので、またご参考にさせていただきたいと思っております。

それぞれの指定の理由等につきまして、代表的な4カ所につきましてご説明申し上げたいと存じます。

まず1つ目の代表的な事例といたしまして、天竜川水系阿智川の説明をさせていただきたいと存じます。飛ばしていただきまして、7ページ、8ページ、9ページがその図となっております。8ページの図をごらんいただきたいと思います。

天竜川水系阿智川は、長野県飯田市を上流端といたしまして、下條村で天竜川に合流する河川でございます。このうち位置図の赤色で示している区間につきましては、古くから地域住民が黒川という呼称で愛着を持って使っておりまして、平成21年3月31日に地元の清内路村、阿智村が合併をされた契機にこの黒川の呼称も使用することといたしまして、この赤色の区間を含みます阿智川全区間につきまして、「阿智川(黒川を含む。)」という一級河川の名称変更をするものでございます。地元である清内路村の住民の約7割の方からこの名称変更の要望書が提出されている状況でございます。

このように括弧書きにすることにつきましては、一つの川の全区間あるいは一部区間に複数の名称があることを示すものでございまして、これまでも、河川指定の際にそのような複数の名称がある場合にはこのような表示をしてきているのが通例となっております。同様の事例といたしましては、「信濃川(千曲川を含む。)」というもので、これは信濃川が長野県内で千曲川と呼ばれております関係でそのような表示をしています。

大変恐縮でございますけれども、8ページの緑色のところに「黒川含む。」と書いてございますが、これは「黒川を含む。」の間違いでございます。訂正方、お願いしたいと存じます。

9ページに阿智川の現況写真を載せてございます。

続きまして、豊川水系江ヶ沢川、鹿島川、境川のご説明をさせていただきたいと存じます。11ページの位置図をごらんいただきたいと思います。

豊川水系江ヶ沢川等は、愛知県設楽町に位置してございます。今回の指定は設楽ダム建設事業によるものでございまして、昭和53年から実施計画調査に着手しており、平成20年度にダム基本計画を策定し、ダムの事業の詳細が決定したことに伴いまして、設楽ダムの湛水による影響区間に当たる江ヶ沢川、鹿島川及び境川を一級河川として新規に指定するものでございます。位置図の赤色の点線で囲んだ部分が湛水による影響区域でございますが、それぞれの河川の影響区域までを指定するものでございます。

12ページには、その現況の写真等を載せております。

続きまして、木曾川水系加納川の説明をさせていただきます。14ページをごらんいただきたいと存じます。

木曾川水系加納川は、岐阜県大垣市に位置しております。水門川流域の浸水被害の軽減を目的に平成21年度から広域河川改修事業に着手し、加納川上流部に面積約5ヘクタール、貯水量5.2万トンの調整池を設置することに伴いまして、調整池から水門川まで一貫した河川管理を行うことから、加納川を一級河川として新規に指定するものでございます。

15ページには、加納川の現況及び洪水時の写真を載せてございます。

少し飛びますけれども、20ページをお開き願いたいと存じます。淀川水系中ノ井川放水路、淵ヶ上川、百々川、石原川の説明をさせていただきたいと存じます。

淀川水系中ノ井川放水路等は、滋賀県栗東市に位置してございます。中ノ井川放水路等におきましては、流域の浸水被害の軽減を目的に、平成7年度から広域河川改修事業等により放水路開削等の改修工事を実施いたしまして、平成20年度に放水路開削工事が完成いたしましたところから、水色の部分でございます中ノ井川放水路を一級河川として新規に指定するものでございます。また、中ノ井川放水路の完成に伴いまして、淵ヶ上川等3河川の一級河川の指定を廃止いたします。黄色の線でございます。

なお、廃止後は栗東市が普通河川として管理を引き継ぐこととなっております。

21ページには、中ノ井川放水路の現況及び洪水時の写真を載せております。

以上、4つ代表事例をご説明させていただきました。

最後に、24ページと25ページに今回の一級河川の指定等のご了承が得られた場合の告示(案)を記載しております。

なお、今回の一級河川の指定等につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、関係行政機関の長への協議、関係府県知事への意見聴取を行いまして、いずれも支障のない旨のご回答をいただいておりますので、当審議会のご了承が得られれば、これを官報に掲載する予定になってございます。

河川法第4条第1項の一級河川の指定等についてのご説明は以上でございます。

【分科会長】 どうもありがとうございました。

ただいまのご説明につきまして、ご意見、ご質問等ありましたら、ご発言お願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

【 委員】 1点。ご説明はよくわかりました。ただ、19ページあるいは20ページ、中ノ井川放水路の図面の意味がよくわからない。すなわち、中ノ井川放水路は青いのできるんですが、それ以前がどんな流れ方をしていた川だったのかがわからない。特に、一番下流の黄色いものはどうしてこんな流れ方をしているのかの説明をしていただきたい。中ノ井川にきつと入っていたんでしょけれども、流れ方が非常にわかりづらい図になっている。

【分科会長】 事務局からよろしくお願いします。

【事務局】 まず、百々川は、一度、中ノ井川から離れまして、石原川と分流しまして、その後、また中ノ井川に流れ込むという流れになってございました。また、石原川につきましては、百々川が図面上、垂直に折れる部分のちょっと離れたところから分流いたしまして、またそれが折れて淵ヶ上川に流れ込むものでございます。淵ヶ上川につきましては、放水路のあたりから中ノ井川まで流れ込む川でございまして、その3つを今回、普通河川にするものでございます。

【 委員】 農業用水か、何かそういった……。

【分科会長】 農業用水でしょうか。

【事務局】 おそらく淵ヶ上川よりも上流については農業用水路かと思えます。

【 委員】 わかりました。ありがとうございます。

【分科会長】 ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、 委員。

【 委員】 同じところなんですけれども、一級河川から外した後、普通河川で栗東市が管理するという言い方なんですけれども、こんな市街化が進んできているところを普通河川というよりは、準用河川なり下水道なり、ちゃんと管理の責任がはっきりするような形にしたほうがよろしいんじゃないかと思えますから、そういうふうに河川局からご指導されたらいいんじゃないでしょうか。これは意見です。

【分科会長】 事務局いかがですか。

【事務局】 その点につきましては、地元の栗東市とまた話をしてみたいと思います。

【分科会長】 どうぞ。

【 委員】 単なる意見になるんですけれども、8ページ、阿智川（黒川を含む。）ということなんですけれども、阿智川の一部を昔から黒川と呼んでいたから黒川と呼ぶ、この手の話は実はあちこちにありまして、鶴見川なんか昔の名前に戻すとばらばらにな

ってくるんですね。今から15年くらい前、紀の川に国土庁の仕事で呼ばれたときに、紀の川のJ Cの人たちと川上村の若者たちとバスで河口から上がって行って、途中で吉野川という名前が出てきたときに、J Cの人たちがどよめいたんですね。何で、同じ川と聞いていなかったと。逆に川上村の若者たちは、自分たちの川は奈良盆地に入っていると思って、あの仲の悪い紀の川、紀州になんか行っていると思っていなかったと、ほんとうに真剣に言っていたんですよ。間違っても、こういう地方名を思い出すことを積極的に河川局が促すということはぜひしないでいただきたい。認めるのはいいんですが、促し始めますと切りがなくなって、水系一貫とか流域論ができなくなりますので、私の意見ですけれども、明治政府がやったんだとか、いろいろみんな怒っていますけれども、そのおかげで水系一貫で水害から安全になったということもあるので、河川局はぜひあまり妥協せず頑張っていて、川の名前を一貫で守っていただきたいと思います。

【事務局】 今回の黒川の話は、市町村合併を契機に、清内路村は特に村の名前がなくなることもありまして、黒川という名前をぜひということでありましたけれども、ご趣旨を踏まえて今後、やりたいと存じます。

【分科会長】 どうぞ、 委員。

【 委員】 事例の中で説明がなかったので、淀川水系猪名川の矢問川のところで「猪名川の水位の影響を受ける矢問川について」とかと書いてある工事がどういう形で実施されるタイミングと合わせてこうなっているのか、そのあたりをもう少しご説明等いただければありがたいなと思うんです。

【事務局】 17ページをごらんいただきたいと存じますけれども、猪名川の矢問川との合流部の上流を今回、これから改修することにしておりますけれども、その改修に着手するに当たりまして、そのことによって猪名川の水位が上がるということで、矢問川につきましても築堤工事を実施したいというものでございます。

【 委員】 21年度から上流の改修工事をやるということですか。

【事務局】 はい、そのように。

【 委員】 ありがとうございます。

【分科会長】 どうぞ、 委員。

【 委員】 一級河川というのは紺に白抜きで、ぱっと車窓からも目立つわけですが、今日ご説明いただいたのは幾つかの河川が合流して一つの水系を形成しているわけで、我々がそれを見て一目で理解できるというのはなかなか難しいことです。例えば2

0 ページの家屋敷、住宅がこんなに詰まっているところに行くつかの河川が流れているのを探すだけでも、中ノ井川はどこのあたりからどういうふうに河口にたどり着くのかわかりにくいわけですね。今回はそれを非常にわかりやすい、単純カットにというか、何河川とか重要河川だけを集めて、こう流れて、いずれ合流するというので、もしこれを一級河川と書いてある看板の裏側あたりにかき込めたら、見る人たちが、ああ、なるほど、こうやってこの水系はできているんだなと全体把握ができるんじゃないかという気がします。個人的に川を見て、全体の把握はすごく理解しにくいところなので、そのあたりはいかがでしょうか。

【分科会長】 河川とか水系を文字だけで書くのではなくて、わかりやすく絵にもしてという意味ですね。川の看板があつたりするところへ、ちゃんと絵があつて、一級河川区間を示すとか。

【委員】 ええ。簡単な位置図があれば。川のナビゲーションじゃないですけども、ナビゲーターが。地図はよくできているんですけども、わかりやすさからするともう一つかなという感じがいたします。

【事務局】 なかなか……。

【分科会長】 おっしゃることはおそらく、川を川としてつながりがあるものとして意識するようにいろんな活動があるだろうけれども、その一環としてという意味だと理解しますが、よろしいでしょうか。

【委員】 そういうことなんです。全河川をやりなさいなんていったらお金がかかって途方もない予算になるでしょうから、新しく一級河川になったところのみ、17河川だけでも見本、モデルケースとしてかかれたらいかがでしょうか。

【委員】 都市の一級水系の場合、わりにそういう水系図、流域図が川辺に張られているというのは、私が知っている範囲では普通のことでありまして、特別これから張らないといけない場所があるかなと考えると、僕が知っている範囲では大体どこにでも自治体もつけているように思います。だから、どの範囲がそういうのがなくて、わかりにくくて……。例えば、今後新たに一級水系あるいは一級河川に指定していくところには指定しましたよという看板が必ず出るのかなとも思うんですけども、そのときに限って、当座、水系図をつけるというお話かなと思うんです。であれば、ぜひおやりになったらいいかなと思います。

【委員】 そういうことです。今回、新たに改修されるのではなくて、その時期を

ねらっておかきになられると、すごく住民にとっては親切じゃないかなと。105河川見て回って、かいてあるのは3分の1くらいですね。3分の2くらいはかいていないと思います。

【事務局】 水系図をできるだけあちらこちらにというのはこれからやっていきたいと思うんですが、今、地理院で国土のいろんな情報が入った数値情報があるんですが、この前、ちょっと相談を受けまして、彼らは写真の上から水面を地図の上にデータとして残すんですけども、それを見ると、農業排水路か何かもみんな入っちゃうものですから、すごいネットワークになるんです。彼らもそれを地図の上で表現するのに、何が河川で何が農業排水路で、しかもそれが法定河川なのかどうかといった情報がないものですから、我々が法定河川はここからここまでだ、ここからここは砂防河川になっているというワッペンを張ると、地理院が整備している国土数値情報の中で、例えば治水上の直轄の区間はどこだというと、ぱっと数字になるとか、非常にサービスがよくなるという話を受けて、そういうものも参考にしながら、今後、地理院と一緒に整備しようかという話をしておりますので、もう少し河川がどういうネットワークになっているかの情報がわかるように、これからいろいろ工夫していきたいと思います。特に地下放水路なんていうのも最近出てきましたので、普通の人にはなかなかわからない状態なものですから、そういったものをあわせて整備していきたいと思っております。

【分科会長】 では、よろしく申し上げます。

ほかにはご意見、ご質問いかがでしょうか。

それでは、河川事業の体系を整理した資料を参考にお配りいただきましたので、事務局から説明していただければと思います。

【事務局】 お手元に補助河川事業の費目再編という紙がありまして、左に平成20年度、右に21年度となっております。20年度、河川整備事業費は、大きく目と書いてあるところの河川改修費補助、そのほかに都市河川改修費補助ということで、都市河川と一般部で、広域河川改修という同じ名前で地域を分けてやっておりました。そのほか、同じ目で見ると、河川激甚であるとか床上浸水対策ということでやっております、基本が地域をベースにした事業でございました。

それに対して、21年度、大きく見直したのが、ご存じのように、従前、都市部においてゲリラ豪雨であるとかいった土地利用等による変化がありまして、流出対策といったもの、それから下にありますように構造物関係の改築に重点を置こうということで、見てい

たきますと、目が河川改修、その次が水色で流域治水対策といった流域対策、緑色であります河川管理施設機能確保事業費補助と、大きく河川の改修物、流域対策のもの、構造物に関するものとなりました。矢印がいろいろと混在しておりますけれども、21年度からは、そういった大きな3つの柱のほかに激特や床上浸水ということで、おおむね5年で時限を限ってやる事業については従来どおりやっていきますけれども、そのように再整理したものがお手元に配ったものでございます。

今回、河川の指定等になっておりますのは、従前の広域河川改修費で整備されたものあるいは今後、広域河川改修費補助等で実施するものということで、今回、位置づけたものでございます。

費目の再編については以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

ただいまの説明を含めて、全体でご意見、ご質問はいかがでしょうか。

どうぞ、 委員。

【 委員】 この中ですと、例えば水害で高層ビルが水浸しになったときには補助をすることかということも含めて書かれていると思うんですが、随分前だったと思うんですが、例えば土地を買うときや売るときには、その土地はどれだけの浸水の危険にさらされているかなど不動産会社が伝えなければいけない。欧米の場合は必ずそういう詳しい情報が非常に分厚く土地とついてくるわけなんです。例えばフロリダ州ではしょっちゅう台風が来るわけなんです、海岸線のとてもきれいなところに住みたい方々がたくさんいて、今回のカトリーナのときもそうなんですけれども、もとのところに戻りたいという方々がいらっしゃるわけなんです。そういうリスクをちゃんと自分たちで背負いながらまた戻っていくわけなんですけれども、日本の場合ですとなかなかそういうシステムが構築されていない中、これから少しはそれだけの責任を持って土地を買うなり、またはそこに住むということも認識した上で生活しなければいけない時代に来ていると思うんです。おそらくこれからもっと財政的に大変になってくると、一々すべてにおいてお手伝いすることができないこともあると思うんです。もちろん地震の場合は全く想定できないわけなんですけれども、河川や海という、ここは土砂崩れで家が埋もれるんじゃないかなと思うような予測がつくところに関しては、何らかの形で、新たな条例や法律とかでシステムとしてそういうものを導入していかなければいけないんじゃないかと思うんです。これですと、非常にいろいろな補助が出ることは大変いいことだと思うんですが、出すときには何でもということでは

なくて、事前にみずから自分のリスクで海のそばに住む、河川の近くに住む、あるいは山のちょうどふもとで明らかに山を削って建てたような、ディベロッパーがやったような、住んでいれば何かのときにきっとランドスライドが来るのではないかとと思われるところをあえて選んで買われる方やあえて売る方に対しても責任をちゃんと課せられる仕組みをここに組み込んでいかないと、国が全部ちゃんと面倒を見ますということになってしまうのは私はどうなのかなと思います。当然国は面倒を見るべきだと思いますよ。だけれども、面倒を見るべき範囲としては、どういうものをちゃんと個人もクリアした上でこういうふうにしますということがハンド・イン・ハンドにならないと大変ではないかという感じがします。

【事務局】　　ここでご説明しているのは河川事業を進める際の枠組みの話でありまして、今、委員からご指摘のお話は、それを含めたもっと流域の中の全体の安全性を確保するための方策としてどうかというご指摘だと思います。いろんな場でご紹介したことがあるかと思いますが、ハザードマップだとかをお示しすることによって、その場所の危険性みたいなものを周知することを取り組みとしてやっております。ハザードマップ自体は市町村長が公表するのを基本としておりまして、河川管理者のほうでいろんな情報を提供して、そのデータをベースにして、ここはどのぐらい危険だ、水害のときには何メートル水深が来そうだ、そのときにはどこに逃げなさいという図面を公表していただいております。それによりまして、委員がご指摘のような立地を行わないように情報をちゃんと提供するといったことにも寄与していると思います。

また、河川事業だけではなくて土砂災害につきましても、今、地滑りのお話がありましたが、同じような情報提供システムをつくって市町村長からしっかりそういう情報を提供していただいて、危ないところには立地しないように。土砂災害の場合には、危ないところに立地している場合、移転などでもできる制度もあるということになっております。

【事務局】　　今、お手元にこういった事業がありますが、一番下に総合流域防災事業費というのがあります。その中に、今申しました砂防基礎調査、急傾斜地基礎調査に対する補助も入っておりますし、浸水想定区域図等の作成をする補助、ハザードマップ調査についてもこの事業費の中で実施できるようにしております。

【委員】　　私は、国でやっていることは、ある意味では抜け目のない、ほんとうにがんじがらめになっているから大丈夫だと思っんです。ただし、これが民間とどこで手をつなぐのかということでは、例えば不動産業者に対して、これをちゃんと添付した上で土

地売買しなくてはなりませんとか、添付した上で開発もされなければいけない、そうでなければ許可を出さない、それぐらいの力関係がないと、欧米は、例えば査定をする会社にもすごく責任が課せられているのです。ですから、査定したときにちゃんとそういうものが全部添えていなければ契約は無効になるわけです。

【事務局】 ご指摘の点は、これまでいろんな大規模水害だとかの議論の中でも出てきております。私個人もマンションを買うときに、重要事項説明の中に別に浸水区域予想図がついていたわけでもありませんし、そういうものがあつたらいいなとは思ひまして、結局、自分で調べましたけれども、そういうことも含めまして、都市行政とか住宅行政の中でどんなことができるのかをこちらからもいろいろ要望を申し上げているところであります。そういったことについても、私ども河川行政の中だけではできないものですから、引き続き国土交通行政全体の中でご議論をいただければと思っております。

【事務局】 補足させていただきたいと思ひます。

土砂災害のほうでございますが、ちょうど10年前になります平成11年6月に広島で大規模な災害が発生いたしましたときに、大きな教訓を得ました。それはどういうことかと申し上げれば、本来、土地開発、住宅開発に望ましくないところまで開発が及びこれはミニ開発でございますが、その結果、土砂災害に遭遇して多くの方が亡くなる。こういうことを教訓にいたしまして、平成13年春に土砂災害防止法ができました。それによりまして、土砂災害警戒区域は警戒避難体制を要する区域になりますし、また土砂災害特別警戒区域はそこから一定の行為制限等を行わない、ないしは対策工事を行わないと最悪亡くなってしまう可能性がある区域、このような地区を指定する形になりました。現在、土砂災害警戒区域は10万カ所ほど指定が進んでおりますが、こういった2つの区分につきましては、不動産取引のときに重要事項説明としまして、それが取引の中にきっちり載る形になっております。個人的な話でございますが、私も何年か前に、私は商売でございますから、死んでもそんなところを買ってはいけないと思うわけでございますけれども、どう見ても土砂災害警戒区域ではない土地を購入したときにも、不動産業者から丁寧なご説明をいただきました。都市行政と河川局全体的な行政という事柄を含めて、さらにさらに連携を深めなければならないと思ひているところでございます。

【分科会長】 一応、関連するので、事務局も名前は出されなかったんですが、実は都市整備局に都市・地域安全課というのが7月からできて、そこはまさに、今までは地震中心にやってきたんですけれども、数年来の気候温暖化に伴い水害リスクが高まるという議

論を受けて、その土地のリスク評価をちゃんとやって、それを土地利用に反映することを考えるという方向性での議論が行われていまして、この5月に中間報告が出ます。おそらくおっしゃったようなことで、今までほとんど水害のことを考えてこなかったわけですが、これからもう少し都市・地域整備局、住宅局は土地利用に関与するという方向が出て、議論が進んでいるのは確かです。我々は、河川としてそういうリスク評価をちゃんと正確にやって伝えることが非常に重要なんだろうと思っております。

【 委員】 関連でよろしいですか。

河川と下水のハザードマップの統合が前から話題になっているんですけども、現場ではほんとうになかなか進んでおりません。枠組みの違いがあまりに大きいからかと思うんですけども、今の都市・地域安全課あたりで、国土交通省内の河川と下水の統合を自治体において実現するというのを河川側から積極的に言わないと、外水はんらのマップはたくさんあるんですけども、内水はんらのマップはまだなくて、同じ場所が両方でやられるのもたくさんあるので。

それと関連してちょっと気になって教えていただきたいんですけども、細目の中に前からあった総合内水対策緊急事業費補助、内水対策で河川局が口を出せるというのはどういうものなんでしょうか。

【事務局】 いわゆる内水対策というと、普通、外水に対してポンプ等で水を吐くのが中心になるんですが、逆に外水から見れば、そういった外力を受けて、外水として、川としても危険になるというのが相対的な関係です。そういった意味において、内水対策を考えるのに、ただいたずらにポンプで水を吐くだけではなくて、流域の内水地域で流出抑制策を実施することも一つの内水対策として当然、位置づけられるものですから、そういう政策とあわせ持ってやることで一体となった内水対策をやっていこうというのがこの事業の趣旨でございます。

【 委員】 特定都市河川などはこれに当たるわけですか。

【事務局】 特定都市だけではなくて、全国で実施できます。

【 委員】 21年度の目の中で、土地利用一体型水防災事業費補助というのが流域治水対策事業費補助に入っているんですね。私の理解では、これはどちらかというと河川改修なんじゃないか。すなわち、災害危険区域指定をして、そこで土地利用一体型の水防災事業をやっているのじゃないのか。これが流域治水対策事業費に入ってくる理由はどういうことなのかをお尋ねしたいです。私が間違えていたら、ぜひ教えてください。

【事務局】 事業そのものについては委員のご理解のとおりで、いわゆる連続堤ではなくて輪中堤であるとか、その地域の特性をにらんで整備していくところなんです、事業の性格でいうと、おっしゃる河川改修等の代替案的な話だとは思いますが、ここでは、地域と一体となった政策を実施していくということで、確かにこのちょうど間にあるのかもしれませんけれども、こういう整理をさせていただいたところでございます。

【委員】 わかりました。先日、全国知事会というところに呼ばれて話をする機会がありました。この土地利用一体型水防災事業が出席者の関心を引きました。今後、温暖化で水位が上がったり災害が起こるときにこういうやり方をやらざるを得ないことは皆さんご承知のようで、そういったことを考えるときに、やっぱり流域対策なのか治水事業なのかは議論のあったところなんです。自治体では、それは治水事業として見ていかないと、流域対策で終わっちゃうような話じゃないんじゃないのかという議論があったことをつけ加えておきたいと思います。

【分科会長】 どうぞ、委員。

【委員】 もう一つお聞きしたいんですが、最近いろんな地域に行きますと、河川だけではなく、海の護岸整備の中で、越波対策のためにされたり、伊勢湾台風のときのためにつくられた、河川も含めて海にも面しているところに対する越波対策の大きな壁があります。そういうものがもう老朽化してきて、きちんと直して差し上げないと次のときには大変だということなので、老朽化のための新しい取り組みがなされなければいけないと思います。それをもちろん国土交通省もやっていると思うんですが、その中には、河川や海もそうなんですが、ゼネコンがディベロッパーとしてつくられた越波対策の大きな壁がある。これは随分前に一事業者がやったものであるけれども、その地域の一つの防波堤にもなっていて、それを改修してほしいとかもう一回きれいに整備してもらいたいということ、県や地域は、これは民間がやったものだからと、責任の所在がはっきりしないことから、住民が困惑することが多くあるようです。

【事務局】 今おっしゃったのは、いわゆる河川管理者ではなくて民間の方が自分のところを守るためにつくった護岸等は、河川法でいくと、20条工事で他の者が河川工事ができる法律がございまして、それについては普通は県なり、直轄管理区間であれば河川管理者に引き渡すことを基本にしております。したがって、それが老朽化したり壊れた際の対応は、引き受けた河川管理者、県なり国が対応することになりますので、補助事業であれば、改良等がありましたらそういった改良工事等でありまして、災害が起きれば災害復

旧工事で対応できると考えておりますが、今おっしゃったようなことが海岸でどうか。

【事務局】 大体河川ではそういうことはないと思いますけれども、海岸では、埋め立てをする際に民間がやったとすると、その護岸を民有護岸のまま持っているということで、それが老朽化して崩れかかっているののでどうかしてくれという話は間々あります。通常やっているのは、それを民間にとってもできませんし、地元じゃできませんので、県なり海岸の施設に移しかえてもらって改築を行うということです。ただ、そういったときに、例えば大企業の工場の護岸は民有の護岸なんですけれども、そこは自分でやってねと。ただ、一般の住民、市民が対象になっている被害を受けるような護岸については、基本的に県に管理を移管してもらって改築を行うというふうにやっているはずですね。

【事務局】 やはり工業団地のように中小の工場であるとか倉庫群の前面の護岸を県で何とかしてくださいという話が各地で出てきておりまして、それは必要に応じて県で所管を引き取って、公共事業ということで補助事業で護岸や堤防のかさ上げをするということが行われております。

【分科会長】 よろしいですか。

大分本題とは違う河川事業の話になっていきますので、本題に戻したいと思いますが、ほかにご意見がもしございませんようでしたら、付議案件に対する当分科会の結論を出したいと思います。ただいまご審議いただきました、河川法第4条第1項の一级河川の指定等については、当分科会として適当と認めることにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございました。

なお、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により、分科会の議決は、会長が適当と認めるときは審議会の議決とすることができることとされていますので、本件につきましては、会長のご承認を得て審議会の議決といたしたいと思います。

引き続きまして、事務局より、河川行政における最近の取り組みについて紹介があるとのことですので、順次事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 JR東日本の監督処分についてご説明申し上げたいと存じます。資料2をごらんいただきたいと存じます。JR東日本・信濃川発電所の問題でございます。

まず1番目に、JR東日本・信濃川発電所の概要を載せております。この発電所につきましては、宮中取水ダムから最大317トンを取水しまして、3つの調整池に水をためて、千手発電所、小千谷発電所、小千谷第二発電所で発電を行っているものでございます。JR東日本の使用電力の約半分が自家発電でございまして、半分は川崎の火力発電所、その残りが信濃川発電所で発電されております。この発電所で発電された電気は、山手線や上越線のほか、関東一円の電車運転用に供給されているものでございます。

従前の許可の内容は、大正9年に当初許可をいたしまして、昭和60年に更新許可をしてございます。その際に、最大取水量を毎秒167トンから317トンへ増量しているものでございます。取水制限流量といたしまして、魚道から毎秒7トンを流すことも決まっておるわけでございます。

今回の河川法違反の内容につきましては、右下の4番に「河川法違反等の内容」と書いてございます。

まず、河川法違反といたしまして、取水量に上限リミッターというプログラムを設けましたことによって許可水量よりたくさんとってもそれが出てこない形になっておりまして、そういった形で超過取水を行っております。また、取水制限流量につきましても、同様に下限リミッターを設置いたしまして、放流量不足が行われておりました。そのほか、工作物新築等に係る手続の遺漏があったものでございます。

また、許可条件、許可をする際の条件の違反もございまして、先ほど申し上げましたように、上下限のリミッター設置による報告データの改ざんが行われておりました。そのほか、工作物新築等に係る手続遺漏が、河川区域外の部分でございすけれども、75件ほどございました。

また、覚書違反、そしてその他といたしまして、後でもご説明申し上げますが、その前に10電力会社でこういった違法取水等の問題が起きたときに、同時にJRのような自家発電のところにつきましても再度、点検して報告してほしいと2度にわたって求めたんですけれども、いずれも適正にやっていると虚偽の報告があったものでございます。

主な経緯は左側の真ん中をごらんいただきたいと存じます。先ほど言いましたように、18年秋から末にかけて、10電力会社において不適切事案が次々と発覚いたしまして、その後、19年1月、3月、2度にわたり河川法の適正性に係る自主点検をJR東日本に求めたのですが、そのときは適正である旨の虚偽の報告があった。

その後、報告データに不自然な点があることが見つかりまして、20年8月に上限リミ

ミッターの可能性を指摘いたしました。昨年9月に東日本が上限リミッターあるいは下限リミッターの設置を報告し、河川法に基づきましてこれの総点検の報告を求め、そういった報告が昨年末、順次、行われました。その結果を受けまして、ことし2月13日に監督処分手続を開始いたしまして、一番下にありますように3月10日、監督処分を行ったものでございます。

監督処分の内容につきましては、3番目に書いてございますけれども、1つ目が河川法第23条許可、流水の占用の取り消しを行ったものでございます。また、24条の土地の占用の許可につきましては、「新たに許可を取得し、または工作物を除却もしくは譲渡するまでの間に限り、効力を有する」としてございます。また、「新たに流水の占用を行おうとする場合は、本処分の日から1年以内に、許可を受けずに新築または改築した工作物等を是正し、再発防止策を構築した上で、河川法第23条の申請を行うこと」という条件をつけておるわけでございます。

現在は取水がとまっておりますけれども、JRにおきまして、一つは地元の信頼回復に向けた取り組みを進められておりまして、またもう一つは、再発防止策でありますとか組織の見直し等が行われている状況でございます。

以上、簡単でございますがご報告です。

【分科会長】 続いて、地方分権改革について、よろしくをお願いします。

【事務局】 資料3を用いまして、地方分権改革の現状についてご説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、資料の目次がございます。前回、1月9日の河川分科会で4つ目の平成20年12月8日の第2次勧告まで簡単にご紹介させていただきましたが、少しおさらいも兼ねまして振り返りながら、それ以降の話題についてご紹介させていただきたいと思っております。

まず、平成20年5月28日に、地方分権改革推進委員会から、一つの都道府県内で完結する水系のうち、引き続き国が管理すべきものを除き、原則として都道府県に移管するという第1次勧告が出ております。それを受けまして、6月20日に政府の地方分権改革推進本部が、国としての方向ということで地方分権改革推進要綱を策定いたしました。

その後、いろいろ動きがございましたけれども、12月2日に、河川・道路に係る地方公共団体への権限移譲に関する調整状況に関する取りまとめを発表してございます。これが4ページに紹介されてございますけれども、河川につきましては、移管する方向で今後

さらに調整を進めていくものが6水系、移管の可能性について引き続き協議するものが20水系というようなことで協議状況を12月の時点でご説明させていただきました。

それを受けた形で、12月8日に第2次勧告が出されてございます。ここでは、「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」、もう一つが「国の出先機関の見直しと地方の役割の拡大」という勧告でございました。特に2つ目の国の出先機関の見直しにつきましては、職員3万5,000人程度の削減というお話や、地方整備局の地方振興局、地方工務局への統合という勧告が出されてございます。

こういった流れを受けまして、政府で出先機関改革に係る工程表を策定するというところで、3月24日に発表されてございます。ここからは新しい話題になりますので、ちょっと紹介させていただきますけれども、お手元の資料の22ページ、「出先機関改革に係る工程表、平成21年3月24日、地方分権改革推進本部決定」ということでございます。

前文にありますように、今後、おおむね3年間の出先機関改革の「主な工程を示す計画を下記のとおり定める」とされてございます。

中身的には、1つ目が、事務・権限の見直しでございます。25ページに、出先機関の事務・権限の見直しについての記載がございました。内容は、先ほど申しました一級河川の移管の話が記載されてございます。

22ページに戻りますけれども、2つ目が組織の改革でございます。これにつきましては、新聞などでも工程表についてご紹介があったと思いますけれども、1つ目が出先機関の組織の改革でございます。ちょっと読みますが、アとして「地方再生や地域振興を推進し、出先機関の業務運営の適正性と透明性を確保するとともに、国と地方公共団体を通じた効率的かつ効果的な行政を実現する等の観点から、出先機関の統廃合、地域との連携やガバナンスの確保の仕組みなど、第2次勧告で示された出先機関の組織の改革の方向性に沿って検討を進め、改革大綱に盛り込む」とされています。ちなみに、改革大綱は法律に基づく大綱でございまして、後ほど出てまいりますけれども、21年中を目途に策定するものとされてございます。イのほうは、今の「大綱に盛り込む」ということにつきまして、「その際、行政分野ごとの特性を踏まえ、災害発生や社会経済・雇用失業情勢の急激な変化への迅速で機動的な対応や、国民に対する直接的な行政サービス水準の維持など、国の事務・権限の的確かつ確実な実施を確保するものとする」。このア、イが出先機関の組織の改革でございます。

そのほか、右のページに移りまして、(2)に「要員のスリム化方針について検討を進

める」といったこともあわせて書いてございます。

3つ目が出先機関改革に伴う人員の移管等でございます、「人員の移管等の仕組みについて検討を進め、改革大綱に盛り込む」とことと、そういう調整を行うための人材調整準備部の設置がうたわれてございます。

4は出先機関改革に関する地方分権改革推進計画、先ほど申しました改革大綱の策定でございますが、「政府は、この工程表に沿って具体的な検討を進め、改革大綱を策定する。改革大綱は、平成21年中を目途に策定するものとする」とされてございます。

5番目の改革大綱策定後の取組みでは、イに「事務・権限の見直しや地方公共団体への移譲等及び新たな出先機関の体制への移行は、この工程表の策定後おおむね3年程度の移行準備期間を設けて実行に移すこととし、平成24年度から実施することを基本とする」とされています。

以上、ざっと工程表についてのご紹介でございますが、こういった工程表が出ましたので、これに基づいて今、文章の中にありました改革大綱の策定に向けて今後、動いていくこととなります。

あと、最近の動きといたしましては、28ページでございますけれども、4月2日、先週の木曜日に地方分権改革推進委員会からヒアリングがございまして、国土交通省は河川局次長ほかのメンバーで臨みました。その中で、直轄事業負担金に関するヒアリング、国土交通省からの直轄事業負担金、第1次勧告のフォローアップ等ということで説明しました。この中で特に河川にかかわるものとして、第1次勧告のフォローアップにつきまして説明した資料を29ページから掲載してございます。

30ページに進捗状況の河川の紹介がございまして、基本的に先ほど申し上げました12月の時点から変わっていない状況でございます。ただ、円滑な移管に向けた協議自体は地方レベルで進めておりまして、31ページで説明しているように、実際、書面での都道府県との協議だとか現地での実態把握などの調整も行いつつやっているというところで、分権委員会には進捗状況のフォローアップについてご説明させていただいております。今後は、先ほど申しました分権改革の大綱づくりに向けて政府全体として動いていくというスケジュールになってございます。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

つづいて大規模な河道閉塞（天然ダム）の危機管理に関する提言について、ご説明お願

いたします。

【事務局】 大規模な河道閉塞（天然ダム）の危機管理に関しまして、ご報告をさせていただきます。資料は4 - 1をごらんください。

1 ページ目でございますが、大規模な河道閉塞（天然ダム）の危機管理に関する検討委員会の実施状況について取りまとめてございます。昨年10月から本年3月に至るまで3回、検討委員会を開催した経緯でございますが、この契機になりましたのは、言うまでもございませんが、昨年6月に発生いたしました岩手宮城内陸地震を踏まえてでございます。ただ、その前からこの手の大規模な土砂災害に関する危機管理はどうあるべきかという検討を砂防部では重ねてきてございました。まさしく岩手宮城の地震の前に四川省の大地震がございまして、それを契機にこういった天然ダムの対策を検討しようと準備をしておりました矢先に岩手宮城の地震が起こったということで、ちょうど準備していて臨機の対応に役に立ったのかなと思っておりますが、そんなこともございまして、昨年秋から本格的な河道閉塞の検討を行った次第でございます。

1 ページの下に、検討内容といたしまして検討の必要性のところは四角囲みで何点か、河道閉塞（天然ダム）の問題についてこういった特徴のある災害であるかを記載してございます。めったに起こることではない、山間地で起こる場合が多くて、交通、通信がよくないところで発生する、また時とともに状況が現地で変わっていくということで進行性の災害であるといったことなどを前提といたしまして、検討を実施してまいりました。それ以外に私ども河川関係以外に電気通信の専門家、あるいは危機管理の専門家、建設、機械の専門家の方々にもご意見をいただきながら進めてまいったところでございます。

その結果につきましては、次の2ページをごらんください。3月に提言をちょうだいしております。本文につきましては資料4 - 2につけさせていただいておりますが、いささか長うございますので、提言ということで骨子をまとめてございます。

提言の基本的なスタンスといたしましては、先ほども言いましたように、起こる頻度が少ないために地方公共団体等では対応が難しく、国土交通省の役割が重要である。場所につきましても、必ずしも直轄の事業区域で起こるものでもないもので、補助、各都道府県のエリアであっても国交省が中心となって役割を果たすべきである。また、平時から入念な準備をしておくことが重要であるといったスタンスでの提言をちょうだいしています。

各検討項目を（2）の から まで掲げてございますが、体制・人的資源に係ること、といたしまして天然ダムの調査に係ること、といたしまして監視、情報通信に係ること

と、 といたしまして警戒・避難体制に係る話題、 といたしまして対策工事の実施のあり方、 といたしまして平時からの準備はどうあるべきかについての提言をいただいております。

それらを絵にまとめましたのが次の3ページでございます。重立った項目をこちらで網羅しております。

左上から下のほうに向かいます、まず左上、調査等に関することでございます。現在、既に実用化されつつある技術ということで、ヘリから動画等を撮ってオンラインで配信したものをもとに地形データを起こすというやり方、あるいはUAVと呼んでおりますが、無人の航空機、偵察機を用いてヘリコプター等、有人では危険な状況下でも、例えば夜間や大雨のときでも調査を行えるようにする。また、手持ちのレーザー距離計を有効に活用して、河道閉塞あるいは天然ダムの規模を測定する。それから、事前に早見判定図をつくっておいて、天然ダムの危険度等を瞬時に判断できるようにするといったことが挙げられます。

左下の監視・情報通信の関係でいいますと、現在、私どもで保有しております通信の機器、システムの中には、必ずしも山間地域の通信に適したものではないものもございます。そういったものの改良を進めながら、現場にマッチした通信を早期に立ち上げることが必要であると考えてございます。

その右側に警戒・避難体制、振動センサーと書いていますが、土石流等のおそれのあるところで、振動を検知することで作業の安全あるいは地域の方々の安全を確保する技術の開発が必要でございます。

右上になりますが、工事に関する話題でございます。油圧ショベルの絵が幾つかありますが、現在、私どもで持っております油圧ショベルあるいは民間のものもそうですが、大型で分解できるものが少ないのが現状です。分解できないと何が困るかといいますと、ヘリコプターで運ぼうと思ったら小型のものしか運べない、あるいは分解するのに非常に時間がかかるため臨機の対応に限界があることがございます。また、右側に「無人化施工」という言葉がございますけれども、これは人が重機に乗って操作するのではなくて、安全なところ、離れたところから操作して危険なところでの作業を行う。こういった機材も限られておりますし、また熟練した操作員、オペレーターの数も限られております。こういったものを十分確保するとともに、訓練等で養成していく必要があります。

その他といたしまして、防災にかかわる人材育成のための資材の充実、あるいは関係機

関が一同となりまして訓練を実施し、連携を深めることによって、天然ダムの危機管理に向けて今後、体制を強化していくべきであるという提言をちょうだいしたところでございます。

以上、簡単でございますが、紹介させていただきます。

【分科会長】 ありがとうございます。

ご説明のありました、JR東日本・信濃川発電所の件、地方分権改革の現状、大規模な河道閉塞の危機管理について、ご質問、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、 委員。

【 委員】 記憶に残っているのが信濃川のことだったんですけども、それこそ三、四年前にここで話しさせていただいて、あのとき何で十日町を通る川があんなに少ないのかしらということで聞いていただいたことがあったのが、こういうことがあったのかと今わかって、やはり人の目というのはちゃんと確かなものなんだなと自覚できました。ありがとうございます。

資料3がとてもいいと思いましたが、一般国民が地元を一番よくわかっているのに、そのときにどこにどのように行けばいいかがよくわからない中、非常にいい結果になっているのではないかと思います。ぜひこれをきちんとPRしてほしいんです。なぜかといいますと、一般市民の方々が自分の地域で何かがあったときにどうしようといったときに、まず町役場に行ったり市役所、県庁に行ったりするんですが、こういうものがあることを一般の方は知らないわけです。パンフレットとして出ても必ず奥のほうに置かれてしまい、一般市民の目に触れられない。もし政府広報とかに、地元では今度こういうのが新しくできました、こういうふうに改善されましたという話が出てくれば、22ページの2番のイの部分とかですと、みんなで自分のまちを何とかできるんだということで、私たちがわからないときにはこういうところに行けばいろんなことを聞けるんだとわかると思います。地元で活動している方々がたくさんいまして、別に住民反対運動をやっているような過激な人たちばかりじゃないんですね。ほんとうに常識的にバランスよく、何でこんなことが起きているのかしらと思う方々がどこかにいたときに、なかなか情報を得られないので、ぜひこれはもったきちとPRしていただきたいと思うんです。

もう一つ、最後になりますが、「天然ダム」という言い方にとっても違和感がありますのは、何か優しく天然にできたようなやわらかいイメージがあります。早くにこれを何とか

しなければいけないという気持ちになるような言葉になるといいように思います。

【分科会長】 ありがとうございます。

事務局から回答はありますか。

【事務局】 出先機関改革のお話で、今、改革議論が進んでおりますけれども、委員のご指摘は私ども出先機関が結構頑張ってやっけていただいているというエールだと承りたいと思います。やはり国土交通省の河川の管理において、地方、都道府県と国がどういう役割分担でやるのが一番いいのかという視点で、これからも出先機関改革も含めて分権について検討していきたいと思います。よろしくをお願いします。

【事務局】 先ほどの 委員のご指摘で、天然ダムの用語のことでございますけれども、この議論をするに当たりまして、私どもの間でも議論したところでございます。ご指摘のように、ご承知かと思いますが、中越地震で山古志村でかつて河道閉塞が発生したときに天然ダムという用語を使っておりましたら、「天然」という言葉の響きが美しい響きがあって、悲惨な現地の状況にはそぐわないんじゃないかというご意見を承りまして、当時の建設省でも河道閉塞という言い方に改めた経緯がございます。今回も「河道閉塞(天然ダム)」という言い方をしておりますけれども、天然ダムという言い方自体、一番古くは昭和28年の有田川災害のときに使われております。それ以降、学術的にもそういう言葉が使われていたので、この委員会ではそういう言い方をしようと整理をしたんですけれども、ご承知のとおり、マスコミでも土砂ダム、震災ダムと言ったり、いろんな言い方がされておるところでございます。私ども、今のところはどれかにこだわるということはもちろんございません。いろんな呼び方がある中で、よりふさわしい呼び方があれば検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

【分科会長】 委員、どうぞ。

【委員】 質問も含めてですけれども、まず今の天然ダムについて、僕は「天然ダム」という言葉がとても好きで、何で日本人は自然というのを安全できれいで美しいものだと思込んでいるのか、そこから教育しないとほんとうは防災なんてできなくて、天然ダムを天然ダムと言った人が悪いみたいに言われるのは大間違いだと思います。もう言い切ればいいと僕は思っています。怒られるからあまり自分では大声では言わないんですけれども、極端なことを言えば、日本の地形を精査すれば、巨大地震で天然ダムがそのまま湖になって、みんなが「きれいだね」と言っているところだってたくさんあるはず

なので、そういう科学的な真実を伝えないで言葉だけで議論するのは、防災にはあまり向かないと思います。

それから、さっきの地方分権改革に絡んで川のことなんですけれども、都道府県内ではほぼ完結している一級水系のうち、ぜひ国にとってくれという川もあると思うんですが、国からぜひとってほしいのに嫌だと言っている川もあるはずなんです。我々が一番知りたいのはそこだと思うんですよ。そんなにいろんな議論があるんだったら、国から県がとってよという話もあり得ると思うんですけども、なかなか発言は難しいと思いますが、どうい経緯でこういう候補が決まってくるのか。政治的に決まってくるのか、自治体からの要請で拾っているのか、国土交通省河川局内部で、これはぜひ県でやってもらったほうがいいんだというのが入っているのか、あるいはぜひやってもらいたいところがあるんだけれども、県が嫌だと言っているのだろうか。ちょっと言いにくいこともいっぱいあるかと思うんですけども、そこらが一番重要なことかなと。一般的には、県が欲しがっているのに国が手を離さないんだ、とても悪い人だと、民間、特に河川の活動をしている市民などは盛んに言うんですけども、そんなに単純なものではないだろうと僕は思うんです。

関連なんですけれども、去年の東北の大災害のとき、それこそ天然ダムがたくさんできちゃったわけですが、その中で壊せないもの、水が抜けないものもあるんじゃないかなと僕は推測するんですけども、そういうものは普通河川のまま残るとかということなんです。例えばそういうのも一級河川になっちゃうことがあるのかなと思って、さっき一級河川のを見ててもそれは一つもないようなんですが、今後の見通しでいうと、そういうところにも難しい問題がいっぱいあると思うんです。何か地方分権の話って、国が悪くて、とにかく県に持っていけばみんないいんだとみんな思っているんだけれども、これは国がやらなきゃだめでしょうということはもちろんこういう機会に言ってもらいたいと思っています。

【事務局】 最初のほうのお話でございますけれども、はしょりましたので説明をしますが、資料3の1ページの真ん中あたりに、一つの都道府県内でとどまる水系であっても、「はんらんした場合に流域に甚大な被害が想定される水系」、「広域的な水利用や電力供給のある、または全国的に価値の高い環境を保全すべき水系」、「急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系」は国で直接管理すべきだと私どもは主張してきております。4ページでございますけれども、そうはいいながら、地方分権の議論の中で、全国109水系、一つの都道府県内にとどまっている水系は北海道も含めまして53水系ございます

が、そのうち20ぐらいを県で管理してはどうかと協議をしたところ、移管する方向で今後さらに調整を進めていくように都道府県と調整が進んでいるものがここにあります6つの水系、今後、移管の可能性について引き続き協議する、移管するかしないかまで含めて引き続き協議をやっていくと決まったのが、こちら側から提示した、 にあります見直しの考え方に照らして移管候補としたものが11水系、我々の基準の外ではございますけれども、都道府県から移管してほしいという要望があったものが にあります9水系でございます。

それから、この議論の外ではございますけれども、今、二級水系で管理しているもので国でやってもらいたいという話がこの調整の中で二、三、出てきておいたのは事実でございます。そういう要望、お考えをお持ちの知事もいないわけではないということでございます。ただ、全体109水系は、歴史的な経緯もありまして、大きな災害が起こったときに一級水系に格上げになったものなどいろいろなものがありまして、そういった中を再度、整理すると、今、申しましたぐらいの規模かなということに協議を申し上げて、今、こういう状況でございますので、今後、引き続き協議をしていくことになってございます。

【事務局】 ご質問ありました岩手宮城の地震でできました天然ダムの上流側の問題でございますけれども、発災直後に岩手、宮城両県知事から国土交通省に、国の力で何とか対策をと要望をいただきまして、発災後3日目から、直轄災関という1年限りの事業で国の東北地方整備局が乗り出して対策をしてきたところでございます。ただ、1年ではやはり終わりませんので、これにつきましては、この1年の対策が終わった後も引き続きというご要望をいただきまして、それに基づいて、ちょっと変な名前ですがけれども、直轄特定緊急砂防、5年間程度は国がやるべしという事業を新たに創設いただきまして、今年度から引き続き国としてやっていこう。天然ダム以外にも山崩れやがけ崩れ等がございますところは県がやり、天然ダムについては国の直轄砂防事業としてやっていくということで当面の対策を進めてまいる予定にしております。

【分科会長】 ほかはいかがでしょうか。

委員、どうぞ。

【委員】 天然ダムはよくわかりましたが、これと関連して、非常に大規模な災害を想定してございますけれども、実は平成16年に10個の台風が我が国に上陸したときに、四国の川々には6個の大きな洪水が発生しました。私は大きな川しか見ていなかったものですから、日本の河川は河床が下がってきて、いろいろ課題が

あるということで、そういう勉強をやってきました。ところが、四国の自治体が管理している川に行きましたら、台風によって土砂の流出が激しく、軒並み河床が上がってしまい、深刻な維持管理の問題が出てきていました。

それで、何を申し上げたいかというと、まず1点目は、河川局は平成16年の10個の台風上陸による大洪水の襲来が、どんな外力を与えて、川底の上昇など、どんな問題を起こしたのかを徹底的に調べるべきであるということ。

それに関連して、地方の川はダムがない川が主で、ダムがない川は、豪雨が降ると土砂流出が激しく、徹底的に河床が上がって管理ができないことが起こっている。ダムは土砂管理の上では非常に大きな役割を地方の川に対しては持っているんですけども、ダムがないがゆえに管理がものすごく難しくなっている。私ども専門家と言われる者も、土砂の上昇やそれがもたらす問題についてほとんど勉強してきていない。砂防は勉強されていると思いますけれども、ともすると大きなところに目が行ってしまう。土砂問題で河床が上昇するということをこれからどういうふうに考えていくのか。地球環境がもたらす問題についていろいろ議論が出てきていますが、台風が連続して来たような場合に何が起こるのかを考えると、今、私たちが考えていることだけで十分なのかどうか。平成16年のような10個の台風が上陸した結果、土砂の流出で地方の川がどうあるのかをよく調べて、どんなことになったのかという資料を用意していただきたい。その用意のもとで、やはりこれはこうしなきゃならない、その中にダムの問題もあろうし、維持管理問題もあろうし…

…。

もっと言えば、ちょっと飛躍して恐縮ですが、温暖化による地球環境の変化による豪雨化に伴う適応策をやるうということがもう内閣府の仕事になったというときに、国土交通省としての総合力が問われます。河川局はやっているけれども、都市・地域整備局もやっているけれども、国全体としてというより国土保全全体としてどう考えるのかというセットとしてのものがないように思います。国土交通省として、地球環境の変化に関連して大雨が降るということ、台風が連続する可能性がある中で何が起こったのかという資料を徹底的に検討し、用意していただきたい。こういうことが起こっているという事例を必要とします。これは世の中にとって大事なことで、どうしてもやらなきゃならないことです。みんな防災が大事だと一応は言ってくれているんですけども、防災だけではないよねという話にすぐ行っちゃう。だけど、基盤としての防災を主張し続けなきゃならないときに、実はデータについても、トータルとして政策についてもどう考えるのかについての整理が

できていない。

飛躍しましたけれども、地方分権もかかわりますし、地球環境もかかわりますし、河道閉塞並びに川底が上昇することにもかかわる。川底が上昇するのは無視できない問題になってきて、地方ではどうやって河川の維持管理をするのか、その土砂をどう処分するかも含めて大変な問題になっているということを、委員会の中で申し上げておきたいと思えます。どうぞよろしく申し上げます。

【 委員 】 今の関連で一つよろしいですか。私は地方自治体の緑の計画が何かに関与することが多いんですけども、この間、ある市で、もう適応策をしっかりとやらなきゃいけないんだから、中小河川だけど流域で対応して、水害だけじゃなくて湧水のことでも緑のことみんな考えようといったときに、川の管理者を引き込むのは極めて難しいと言われました。何ですかと聞いたら仰天の答えが出てきて、自治体の河川管理者は整備率でやっているから、ほとんどもう整備できちゃっているんで、河川は課題がないと言うんです。僕はこれはほんとうに怖い話だと思って、例えば10ミリ改修、20ミリ改修、50ミリ改修が終わっているから、うちの市はもう河川が終わっていると言うんです。多分、地方の川ではこういう状況はいっぱいあるはずですよ。整備率がある程度いっているから、もう予算も要らない、人員も要らない、緊張感もない、計画に盛り込む必要がないという事態が現場でかなり進行しているようだと思えてきた。整備率ではらんが起らないんだったらいいんですけども、大体の整備率は何十年かに一度は大はらんが起るといいますから、とまっては困るんですね。こういうところも河川局から、今の委員の適応策のお話と絡んで、ぜひ自治体に指示は出してもらわないと困るという気がします。

【事務局】 よろしいでしょうか。土砂の動態の話は委員のご指摘のとおりで、河川整備基本方針を直轄の河川ですと議論している中では河床が下がっているところがほとんどで、そういった中での動態をどう把握して、どういう対処をしていくべきかが議論の中心でしたけれども、私も平成16年のときの経験で、特に大河川でも支川なんかを見ていると相当土砂が出ておまして、ものすごく川の様相が変わっていたということで、ああいったものに次はどう対処していくかも重要な課題だと思っています。今、温暖化の適応策をいろいろ議論していますが、そういった中のテーマにしていけなくちゃいけないのではないかと考えています。

それから、先ほど 委員からご指摘のタスクフォースは、内閣府総合科学技術会議に

設置された、温暖化の適応策について検討する場所でございます。これまで温暖化の適応策について検討しているのは、私ども河川局と、環境省で少し検討されていますけれども、どちらかという環境中心型で、危険性が增大して、それに対してどう対処するかという議論はどこか横に置かれているという感じが強かったです。そういった中で、政府全体として何とかそういう議論をしてほしいと思って、あちこち、内閣府や内閣官房にいろいろ働きかけておりましたけれども、それが若干実ったところもあるのかなというのが我々河川局のこれまでの思いみたいなところがあります。ぜひ政府全体の議論として適応策を議論しないとイケない。国土交通省の中だけでも不十分だというご指摘がありますけれども、政府全体としたら、温暖化というCO₂対策で、温暖化対策の法律はCO₂対策というか緩和策が中心となった法律になっていますので、そこをまず変えてもらわなくちゃいけないんですけれども、そういった議論をしっかりとやらう意味でも、総合科学技術会議なんかでそういう議論をしていただくのは大変ありがたいことだと思っていますので、委員からご指摘のように、いろんなデータをしっかり集めて発信できるようにしたいと思っております。

【事務局】 平成16年も幾つかの河川の問題がありました。特に象徴的だったのは平成7年の姫川でございまして、あっという間に十数メートルの河床上昇になっておりまして、大規模な災害等が発生いたしますと、河床上昇が瞬間的に起こります。それが長い時間をかけながら浸食し、下流域のほうに流されていくということは多々起こることでございます。平成16年のことも含めながら、現在、総合土砂管理の中で安倍川等を中心に、幾つかの川でそれをさらに進めていく。その総合土砂管理のほうも、上下流のみならず、海岸域、沿岸域を含めて、縦横両方あわせて土砂の動きを把握していくという流れになってきております。引き続き、委員はじめ皆様方のお知恵もちょうだいしながら進めていきたいと考えているところでございます。

【分科会長】 ありがとうございます。

委員、どうぞ。

【委員】 希望的な見解になりますが、JR東日本・信濃川の件が、一般の新聞、テレビ等で報道されました。しかし、監督処分といっても、内容や事の重大性が一般には分かりづらかったと感じます。こういうときこそ国の河川管理の使命や方針、安心、安全を提供しているんですということが言えるきっかけになるいい機会かなと思ったりしました。これからの経緯の中でも、何か談話的なことも含んで発信されると、国の河川管理と

ということがきっちり示せるかとも感じましたので、コメントとしてさせていただければと思います。

【分科会長】 コメントということで結構ですね。

では、 委員、どうぞ。

【 委員】 1つお聞きしたいことがありまして、天然ダムのことなんですけれども、実はヒマラヤなんかにも氷河湖とか、世界中で地震もあるし、国際的にも大きな課題だと思うんですが、日本の国の対策技術のレベルはどんなものなんでしょうか。例えば日本がこういうことをやってみて、ヒマラヤの氷河でもどこでも、何かあって助けてくれといったときに行かれるレベルなのか、それともそういうのが発達している国がほかにあるのかということなんです。おわかりになればお聞かせいただければと思います。

【事務局】 ご指摘のように氷河湖の問題、それから火山のカルデラのクレーターレイクの話など、天然ダムの事象は世界各国にある。例えばクレーターレイクの水抜きであれば、インドネシアにおいて、これは我が国ではなくて、我が国は調査しただけですが、オランダかどこかでやられた状況があります。また、ネパールあたりの氷河湖の決壊については、ハード的な対策ではなくむしろソフト的に、その危険が増したときにどういうふうのアラートを出すかといったことであれば、我が国の技術も生きるのかな。それよりも何よりも、一番最近の話題でいいますと、中国・四川のときの中国政府の対応は、いろんな報道がありますけれども、水抜き自体はある意味、今持っている技術と力を総動員してかなり成功した。ただ、下流の被害は全く食いとめられなくて、人の命は助かっていますが、多くの資産が流されたということで、これを成功と見るかどうかはあると思いますが、ああいったことを、我々も技術としてはあるとは思っていますが、まだまだ開発していきなきゃいけない技術、保有すべき資機材等もたくさんあるのかな、課題はまだ山積みだと思っております。

【 委員】 はい、わかりました。

【分科会長】 委員、どうぞ。

【 委員】 まことに初歩的な質問になりますけれども、天然ダムとため池というのは概念的にどういうふうにとらえたらよろしいのでしょうかというのが1つ。そして以前と比べて活用が変化していないのか。

それから、 委員、 委員がおっしゃった地方の今の状況から見ると、大変な心配事がたくさんあるわけなんですけれども、河川関係抜粋の22ページと23ページで、22ペ

ージに「(2) 事務・権限の見直しに伴う要員規模の精査」という文句が出ていますけれども、事務と権限の仕分けはどのようにしておられるのが全然書いていないで見直し、23ページの(2)でも、「組織の改革に伴う要員規模のスリム化」というのは、先に組織をつくってしまって、中身は後で大急ぎでほうり込むみたいなやり方という印象を受けて仕方がないんですよね。もっと内容を充実して、その中でこういう組織が必要なんだと、逆じゃないかなという感じがするんです。そして、これから地方と国とが分権で分かれる場合、地方は何を担い、国は何をすべきか、答申(案)にしろ、答申にしろ、我々国民一般にきちんとした理解が及ぶ内容にしてほしいなという希望です。

【事務局】 1点目のため池と天然ダムというのは、ため池は農業用水の確保を目的として人工的に堤をつくって水をためる施設で、天然ダムは土砂災害などの自然災害に伴って、先ほど閉塞という言葉がありました。土砂が河道を埋めてしまって、そこに貯水池ができ上がるということで、人がつくったものと自然でできたものとの違いと言えます。

2点目の話は、私の説明が足りなかったところもありますが、22ページのものは出先機関改革に係る工程表ということで、これからどんな手順で物事を進めていくかを政府で決めたもので、この前段に地方分権改革に関する第2次勧告がなされていて、その勧告に対してこういう工程表で今後詰めていきますというのがここに書かれています。詰めていった結果については、先ほど言いました政府の大綱だとかの中をしっかり位置づけていくことになり、詰めていく事柄だけ書いてありますので、委員からのご指摘のようなちょっとわかりにくいところがあったかと思えますけれども、今後、引き続き政府でそういったものについて議論をしていきまして、大綱を策定していく中でもっとわかりやすい形でまとめていくことになっていくのではないかと思います。その辺は言葉足らずですみません。第2次勧告ももう少し詳しくご紹介すれば、その辺がわかりやすかったかもしれませんけれども、そこはおわび申し上げたいと思います。

【分科会長】 私から1つ、例のJR東日本の件で、不正をしたのは非常に遺憾なことですけれども、水力発電は、ある意味では全くこれをだめだというわけではないエネルギー源だと思っています。

それとは別に、流水占用料が新潟県にありていいますよね。それはどれぐらいのものか。おそらくこれはかなり大きなお金が県にありて、県の財政にも結構な地位を占めている可能性があるんじゃないかと思ってお伺いするんですが、それはこういう処分との関係

ではどうなるんですか。あるいは、たくさんとっていたら流水占用料をたくさんふっかけるのか、その辺の関係みたいなこと、それから処分によって新潟県はそれをどう考えているか、その辺のことを伺わせていただければと思います。

【事務局】 まず、流水占用料は年間4億7,000万ぐらいと聞いております。先ほどの資料2で見ていただきますと、4番の違反等の内容の中で、一つは超過取水をしていて、その分たくさん発電をしていた。もう一つは、許可条件違反の2行目の工作物新築等に係る手続遺漏で角落とし設置による落差のかさ上げということで、落差をかさ上げしますと、当然発電量が増える。そういうものは流水占用料に算定されておりませんので、おそらく過少にしか納めていないものがございます。それにつきましては、現在、新潟県で追加で請求するかどうかを検討していると聞いております。

【分科会長】 ありがとうございます。

ほかに、どうぞ、 委員。

【 委員】 大きな問題がいっぱいある中で、今のJR東日本の不正の話は後回しになっているような印象を受けたので、あえてまた補足でお聞きしたいんです。10電力会社のさまざまな違反行為が明らかになった後、これが出てきたというお話だったんですが、10電力会社の不正のときにも申し上げたんですけれども、なぜそういう不正行為が長年にわたって続けられるのかをよく考えないといけない。再発防止を考えていく上で、管理者のほうに過大な負担が行ってしまうという解決方法ではなくて、ほうっておいても違反をしないという方向に行くように仕向けなければいけないのではないか。そういう意味では、なぜこういうことが行われたのかをよく分析して、どうすれば違反をしないようにしてくれるだろうか、そのほうが鉄道会社にとっても好都合であるというルールにしていく必要があるのではないか。とにかくものすごく厳しくいろんなところをチェックしないと不正を許してしまうということでは、なかなか実行可能性が薄いんじゃないかなと思うので、これだけ4つに分けてある中に再発防止策をどういうふうにするというのはたしかなかったような気がするんですが、どうなっているのか聞かせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

【事務局】 再発防止策につきましては、実は今年1月から、適正な水利使用のためのコンプライアンスの確保のための検討会を設けておりまして、そこでコンプライアンスの専門家を中心に検討していただいております。やはり、JR東日本にしても10電力会社にしても、それぞれ電力会社につきましては原子力発電、またJR東日本は安全運行とい

った面ではかなりコンプライアンスは徹底されております。しかし、水利使用につきましてまでそういったコンプライアンスの意識が至っていなかった、同じレベルのものになっていなかったということが一番の原因ではなかったかと考えております。また、監督する側につきましても、限られた人員の中でどういうところを見ればいいのか、こういったポイントで見ればいいのか必ずしも十分ではなかったという双方の要因がございます。そういったことで、現在、再発防止をするために、こういった形で監督をしていくのか、あるいはそれぞれの会社がコンプライアンス体制をするときにこういった指導をしていくのかについてマニュアルをつくっている最中ではございまして、そういった形で今後、再発防止に努めていきたいと考えておるところでございます。

【 委員 】 いいですか。あと、水の量を許可されているよりもたくさん使いたいという動機を少なくするためには、揚水発電のようなものをお勧めする。一遍使った水は下流へ流すんじゃなく、もう一回くみ上げて上のダムに移す、発電会社はそういうことをやっておられますけれども、JRの場合もそういう水の有効な利用の仕方を考えてもらえれば、だましてまでもっと水をたくさん使おうという動機そのものをなくすることができるんじゃないかと思うんですが、コンプライアンスの検討委員会ではそういうことまで検討の対象になるんでしょうか。

【事務局】 揚水発電となりますと多大な設備投資が必要になってまいりますので、現在のところ検討している中では、現在の施設をどういうふうに適正に使っていただくかという観点から検討していただいているところでございます。

【 委員 】 実際の立地条件がどうなっているかにもよるんですが、現実には本川に3つ大きな湖があって、それを新たにもう一つつくろうというんじゃなくて、この間でくみ上げるということになれば、幾らかでも、ごまかしている水ぐらいは稼げるんじゃないかと思うんですね。検討されていればよろしいんですけども、意見として申し上げておきます。

【事務局】 電力会社の場合、揚水発電はピーク時に対応した発電ということで、例えば夜間にくみ上げましてピークのときに発電することをやっておるんですけども、JRの場合、先ほど申し上げましたように、この発電所の占める割合が非常に高く、ピーク対応だけではなくて常時、必要とする電力を供給しているということもございまして、揚水発電に切りかえる場合、こういった形で需要と供給がマッチしていくかもございますので、ちょっと難しい面もあろうかと考えております。

【分科会長】 どうぞ、 委員。

【 委員】 時間がないので早く言いますけれども、一番最初に私が、別にこんなことが裏にあると全然知らなくて、長野県から来ますと、信濃川から来て急にこの辺の水がぴたっと少ないんですよ。地域づくりやまちづくりを言う中で、こんなにきれいな川があるのに、何でこちらは少ないのかと単純に聞いたところ、いや、これは発電所が使っているから、向こうがなかなか流してくれないと。この地域はものすごく悲惨な地域で、柏崎から来る高圧線がとにかくクモのようにあちこちにめぐって、こちらからもまためぐっていて、景観もまちづくりも何もないんですよ。むしろどうやってこの線の間をくぐり抜けてシャッターチャンスを探すかという状況で、ほんとうにたくさんのお金をここの方々に差し上げないと採算が合わないんじゃないかと思うぐらいにまちづくりが悲惨なんです。ですので、地中化するとか何か、ぜひいろいろ考えられたらいいかなと思うんです。すみません、ちょっと余談になります。

【分科会長】 ほかにご発言はよろしいでしょうか。

それでは、いろんな議論が出ましたが、時間も参りましたので、これで今回の議論は終わりたいと思います。

最後に、議事録につきましては、内容について各委員の確認を得た後、発言者氏名を除いて国土交通大臣官房広報課及びインターネットにおいて一般に公開することといたします。

第41回社会資本整備審議会河川分科会の議題は以上でございます。どうもありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。

最後に、河川局長よりごあいさつ申し上げます。

【事務局】 委員の皆様には、大変お忙しいところ、ありがとうございました。一級河川の指定のほか、JR東日本、地方分権改革、大規模な河道閉塞等をご審議いただきまして、また委員の方々からは地球温暖化に伴う対策あるいは天然ダムの対策等、いろんなご意見をいただきました。また、先月、第5回世界水フォーラムがございまして、副大臣以下、技監、次長等が行って参りましたが、世界的にも地球温暖化に伴う水災害あるいは渇水に対してどう取り組んでいくのかという議論がされております。天然ダムにつきましても、中国の専門家と保全課長が大激論をしたそうでございますので、次回、お時間等がございましたら、その辺も含めましてご紹介したいと思っております。

本日はまことにありがとうございました。

【事務局】 本日は以上でございます。どうもありがとうございました。

了